

平成 30 年 8 月 23 日  
一部修正：平成 30 年 10 月 19 日  
国立研究開発法人理化学研究所

## 役職員退職手当改正状況と措置時期が国と異なる理由について

### 1. 退職手当調整率引下げへの対応状況：

国家公務員の退職手当については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 29 年 11 月 17 日閣議決定）において、「調整率の改定により、平成 30 年 1 月 1 日から支給水準の引下げを行う。」とされ、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案において、退職手当基本額の調整率を 87/100 から 83.7/100 に引き下げることとされた。独立行政法人の職員（行政執行法人の職員を除く。）の退職手当についても、取扱方針において「国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。」とされている。

このような状況に対し弊所では、役員について国家公務員に準じ平成 30 年 1 月 1 日より退職手当規程の改正・施行を行っている。一方、職員に対しては、労使の合意が得られず、規程の改正・施行を実施できずにいる。

### 2. 退職手当調整率引下げ措置の時期が国と異なる理由について：

退職手当調整率の引下げに向けた弊所労働組合との交渉は、平成 30 年 1 月以降の労使交渉 14 回のうち 5 回開催し交渉をおこなっているが、労組側が求める勤務条件で折り合うことができずにいる。

労働条件不利益変更時には、原則として労使の合意を求めているが、原則が難しい場合でも、例外として以下の要件をみたした規程改正を認めている。

- 2.1. 労働者の受ける不利益の程度
- 2.2. 労働条件の変更の必要性
- 2.3. 変更後の就業規則の内容の相当性
- 2.4. 労働組合等との交渉の状況等

特に、2.2、2.4 については規程改正に向けた障害となっている。しかし、独立行政法人通則法に定める「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。」ことや、平成 30 年度人事院勧告の状況も勘案し、労働組合に対し代償措置の提示等、規程改正に向けた交渉を進め早期の合意を目指しているところである。